

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、先月14日から19日まで、阿部副議長、五月女議員ほか、県内企業や教育関係者の方々と、ロシア連邦モスクワ市及びカルーガ州を訪問いたしました。

モスクワ市においては、ロシアの政治・経済情勢や日系企業の進出状況等について情報収集を行うとともに、カルーガ州においては、アルタモノフ知事と両県州の交流について意見交換を行い、経済や教育、観光等の分野で交流を進めていくことが双方にとって有益であるとの共通認識を得たところであります。

今回の訪問で得た貴重な情報を、広く県内の企業や大学等に提供するとともに、両県州の交流の促進に向け、検討して参ります。

次に、9月にアゼルバイジャン共和国で開催されました、第36回世界柔道選手権大会の男子60kg級において、2年連続3度目の優勝を果たしました高藤直寿選手に対しまして、その功績をたたえ、先月30日、4度目となる栃木県スポーツ功労賞を授与いたしました。

高藤選手の活躍は、多くの県民に希望と活力を与えてくれるものであり、東京2020オリンピック競技大会に向け、更なる活躍を期待するものであります。

次に、今月7日の「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン実行委員会総会において報告いたしました、DCの実施結果についてであります。

本県の魅力的な観光資源を生かした数多くの特別企画や、県民と一

体となったおもてなしなど、オールとちぎで取り組んだ結果、観光客入込数については、目標の 2,500万人を達成することができました。一方、観光客宿泊数については、前年度に引き続き 200万人を超えましたが、残念ながら目標には届きませんでした。

来年4月からのアフターDCに向け、滞在時間の延長を促す仕掛けづくりや、おもてなしの更なる向上などの取組を強化するとともに、こうした取組を通して、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やいちご一会とちぎ国体等における本県への誘客へつなげて参ります。

次に、いちごの新品種開発についてであります。

農業試験場いちご研究所において、この度、収量が多く、甘さが際立つ優れた新品種を開発し、「栃木 i 37号」として品種登録の出願を行ったところ、今月13日に農林水産省から出願公表となりました。

今後は、栽培試験やマーケット調査を実施するとともに、生産者や流通事業者、消費者などからの評価を踏まえ、普及する品種として決定して参ります。

また、「いちご王国・栃木」のプロモーションとして、来月11日に、大阪市内において食品事業者等を対象とした「いちごゼミナールin大阪」を開催するほか、東京や大阪の百貨店等においては、消費者を対象としたフェアなどを実施し、とちぎのいちごの魅力を全国に発信して参ります。

次に、2025年開催の国際博覧会を大阪で開催することが、今月23日に決定いたしました。開催決定に向け、御尽力された多くの皆様に心

より敬意を表し、お祝いを申し上げますとともに、万博の開催が、東京2020大会後の持続的な経済成長を牽引するほか、我が国の魅力・実力等を世界にアピールできる絶好の機会になるものと期待しております。

次に、指定廃棄物の処理についてであります。

本県の指定廃棄物につきましては、今月26日に、あきもと環境副大臣出席のもと、「栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議」が開催され、国が提案した市町単位の暫定集約の方針について、関係市町の理解が得られたところであります。

県といたしましては、保管農家の負担軽減に向け、暫定集約が一步でも前進するよう、引き続き国と市町との間に入って調整するなど、積極的に役割を果たして参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例9件、その他の議案33件の計43件であります。このほか報告1件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算は、とちぎ男女共同参画センター等の管理を指定管理者に行わせるための債務負担行為の追加等をするものであります。

第2号議案は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに条例を制定するものであります。

第3号議案は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を一体的

に推進するため、国体・障害者スポーツ大会局を新たに設置することとし、栃木県部設置条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、知事の権限に属する事務を新たに市町村に移譲すること等のため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、産業競争力強化法の一部改正に伴い、栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、栃木県総合運動公園に有料公園施設を設置することに伴い、新たにその使用料を定めること等のため、栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築物の一部を車庫等の用途に供する場合における防火区画を要しないこととすること等のため、栃木県建築基準条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、栃木県障害者保養センター那珂川苑を廃止するため、栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例を廃止するものであります。

第10号議案は、栃木県交通安全教育センターを廃止するため、栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例を廃止するものであります。

第11号議案は、栃木県収用委員会委員川村壽文氏及び長谷川雅代氏並びに予備委員安田真道氏の任期が来る12月14日に満了いたしますので、長谷川雅代氏を再任し、川村壽文氏の後任として関根則次氏、予備委員安田真道氏の後任として貝塚美浩氏を任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第12号議案及び第13号議案は、当せん金付証券の発売について、それぞれ議決を求めるものであります。

第14号議案は工事請負契約の締結について、第15号議案は工事請負契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第16号議案から第43号議案までの28件は、公の施設に係る指定管理者の指定について、それぞれ議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。